

5-1 騒音規制法及び広島県生活環境の保全等に関する条例に基づく届出

指定地域内では、次の届出が必要。

◎工場又は事業場の特定施設設置届出等（法・条例）

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書 法：様式第1条 条：様式第12号	・法第6条第1項 ・条例第45条第1項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限り）	設置の工事開始の日の30日前まで	・騒音の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
2	特定施設使用届出書 法：様式第2条 条：様式第12号	・法第7条第1項 ・条例第46条第1項	(1) 新たに地域の指定が行われた際、すでに指定地域内に特定施設を設置している場合 (2) 特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種類の数変更届出書 法：様式第3条 条：様式第13号	・法第8条第1項 ・条例第47条第1項	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種類の数を変更する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	同上	特定施設の種類の数を変更する場合及びその数を直近の届出により届け出た数の2倍以内の数に増加する場合を除く
4	騒音の防止の方法変更届出書 法：様式第4条 条：様式第14号		1又は2の届出を行った特定施設の騒音の防止の方法を変更する場合			変更により特定工場等において発生する騒音の大きさの増加を伴わない場合を除く
5	氏名等変更（氏名の変更等）届出書 法：様式第6条 条：様式第2号	・法第10条 ・条例第49条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続、合併等による変更は含まれない
6	特定施設使用全廃（廃止）届出書 法：様式第7条 条：様式第3号		特定施設の使用をすべて廃止した場合			廃止した日から30日以内
7	承継届出書 法：様式第8条 条：様式第4号	・法第11条第3項 ・条例第50条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継

◎建設工事の特定建設作業実施届出（法） 条例は適用なし

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定建設作業実施届出書 法：様式第9条 (条例は適用がなく様式第15号は使用しない)	・法第14条第1項（第2項） (条第53条の適用なし)	特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合（作業が開始した日に終了するものを除く）	作業の開始の日の7日前まで	・特定建設作業場所の付近の見取図 ・特定建設作業の工程の概要を示した工事工程表	届出者は元請人とする

## 5-2 振動規制法に基づく届出

指定地域内では、次の届出が必要。

### ◎工場又は事業場の特定施設設置届出等（法）

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定施設設置届出書 法：様式第1	・法第6条第1項	特定施設を設置しようとする場合（これまで特定施設が設置されていない工場・事業場に限る）	設置の工事開始の日の30日前まで	・振動の防止の方法 ・特定施設の配置図 ・特定工場等及びその付近の見取図	
2	特定施設使用届出書 法：様式第2	・法第7条第1項	(1)新たに地域の指定が行われた際、すでにその地域内に特定施設を設置している場合 (2)特定施設が追加指定された際、すでに指定地域内にその施設を設置している場合	指定地域となった日又は特定施設となった日から30日以内	同上	(2)の場合 その施設以外の特定施設を設置していないものに限る
3	特定施設の種別及び能力ごとの数変更届出書 法：様式第3	・法第8条第1項	1又は2の届出を行った特定工場等で、特定施設の種別及び能力ごとの数を増加する場合	変更に係る工事の開始の日の30日前まで	同上	特定施設の種別及び能力ごとの数を増加しない場合を除く
4	振動の防止の方法変更届出書 法：様式第4		1又は2の届出を行った特定施設の振動の防止の方法を変更する場合			変更により特定工場等において発生する振動の大きさの増加を伴わない場合を除く
5	特定施設の使用の方法変更届出書 法：様式第3		1又は2の届出を行った特定施設の使用の方法を変更する際、使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合			既に届出されている施設の使用開始から終了までの時刻内での変更は除く
6	氏名等変更（氏名の変更等）届出書 法：様式第6	・法第10条	届出を行った者の氏名、住所及び法人にあっては代表者の氏名又は工場・事業場の名称若しくは所在地の変更があった場合	変更の日から30日以内		氏名又は名称の変更には、相続、合併等による変更は含まれない
7	特定施設使用全廃届出書 法：様式第7		特定施設のすべての使用を廃止した場合			廃止した日から30日以内
8	承継届出書 法：様式第8	・法第11条第3項	届出を行った者から特定施設を譲り受けたり借り受けた場合、又は相続、合併、分割があった場合	承継があった日から30日以内		前届出者の地位を承継

### ◎建設工事の特定建設作業実施届出（法）

※届出書の提出先：各市町

番号	届出書の名称・様式	根拠規定	届出を必要とする場合	届出時期	添付書類	備考
1	特定建設作業実施届出書 法：様式第9	・法第14条第1項（第2項）	特定建設作業を伴う建設工事をしようとする場合（作業が開始した日に終了するものを除く）	作業の開始の日の7日前まで	・特定建設作業場所の付近の見取図 ・特定建設作業の工程の概要を示した工事工程表	届出者は元請人とする

### 5-3 届出書記載例

#### (1) 特定施設設置届出書記載例

#### 特 定 施 設 設 置 届 出 書

令和〇年〇月〇日

〇 〇 市 長 殿

〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇プレス工業株式会社

代表取締役 〇 〇 〇 〇 印

( TEL  
担当者 〇 〇 〇 〇 )

騒音規制法第6条第1項の規定により、特定施設の設置について、次のとおり届け出ます。

工場又は事業場の名称	〇〇プレス工業(株) 〇 〇 〇 工 場		※整理番号		
工場又は事業場の所在地	〇〇市〇〇町〇〇番地		※受理年月日		
工場又は事業場の事業内容	自動車部品プレス加工		※施設番号		
常時使用する従業員数	45人		※審査結果		
△騒音の防止の方法	別紙のとおり。		※備 考		
特定施設の種類の	型 式	公称能力	数	使用開始時刻 (時・分)	使用終了時刻 (時・分)
1-ニ 液圧プレス	油圧プレス 〔〇〇社製〕 〔KT-5〕	500T	1	13時00分	16時00分
1-ホ 機械プレス	クランクパ ワープレス〇〇 社製PPA	50T	2	8時30分	17時30分
2 空気圧縮機	往復動型 〇〇社WHC	22kW	1	同 上	同 上

備考 1 特定施設の種類の欄には、騒音規制法施行令別表第1に掲げる項番号及びイ、ロ、ハ等の細分があるときはその記号並びに名称を記載すること。

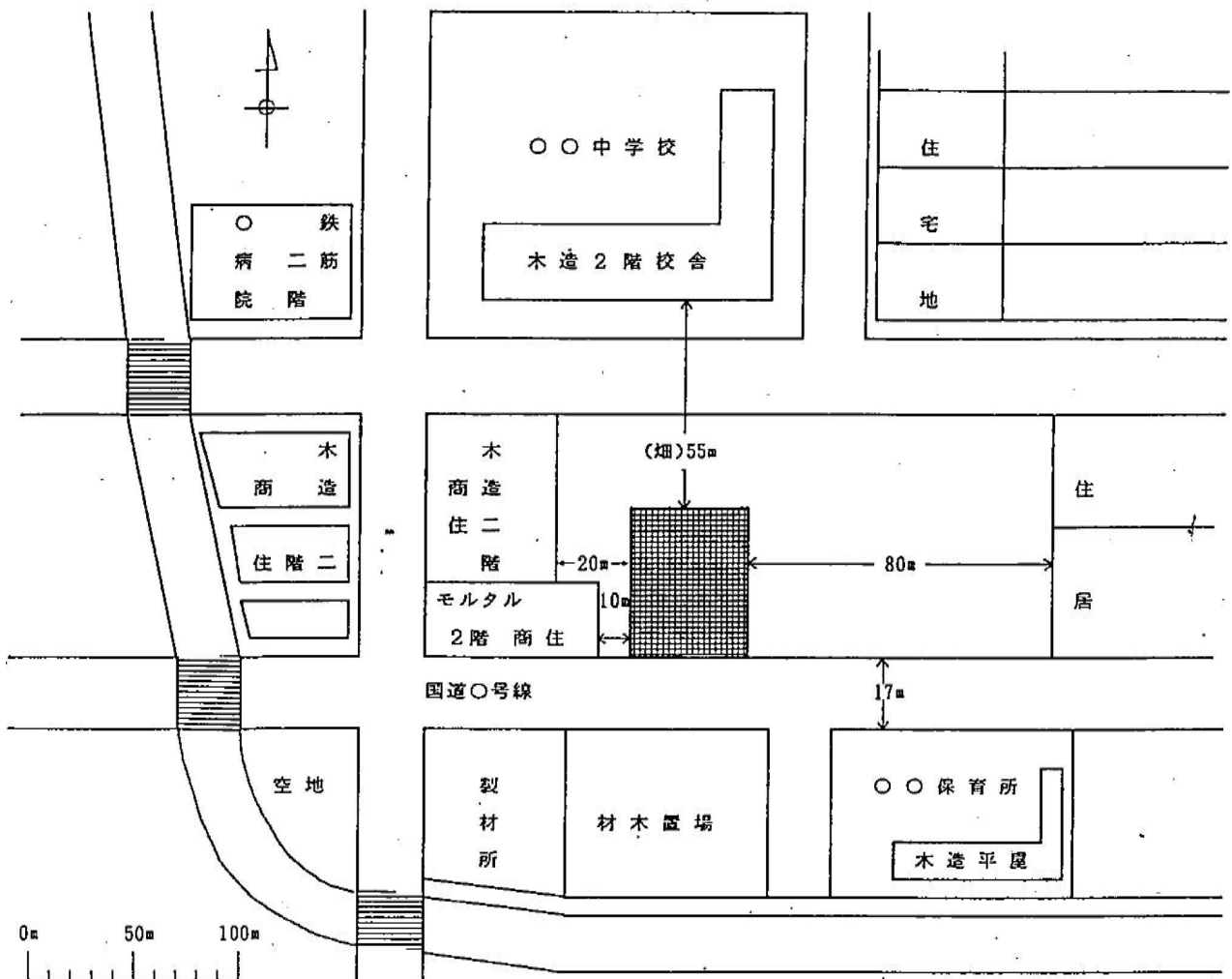
2 騒音の防止の方法の欄の記載については、別紙によることとし、消音器の設置、音源室内の防音措置、遮音塀の設置等騒音の防止に関して講じようとする措置の概要を明らかにするとともに、できる限り図面、表等を利用すること。

3 ※印の欄には、記載しないこと。

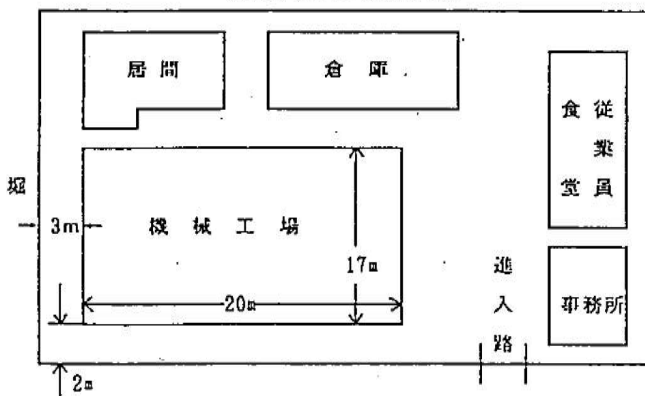
4 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本産業規格A4とすること。

5 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

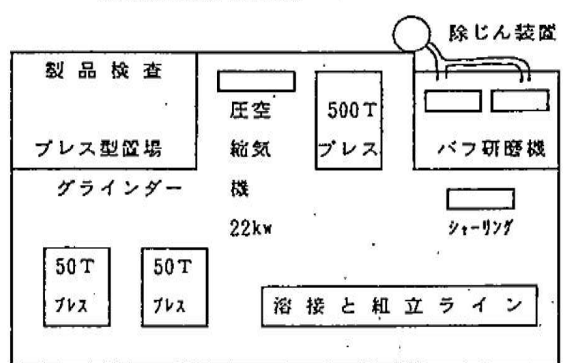
工場付近の見取図



敷地内の建物配置図



機械施設の配置図



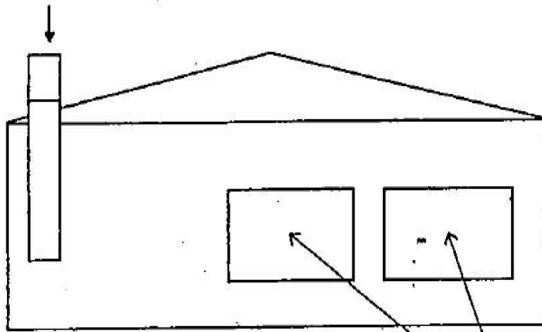
- (注) 1. 東西南北の表示か記号を記入する。  
 2. 隣地の状況を明記する。  
 3. 敷地面積、建物面積等を記載する。  
 4. 屋外作業の有無を記載する。  
 5. 特定施設等から敷地境界までの距離を記入する。

騒音の防止の方法

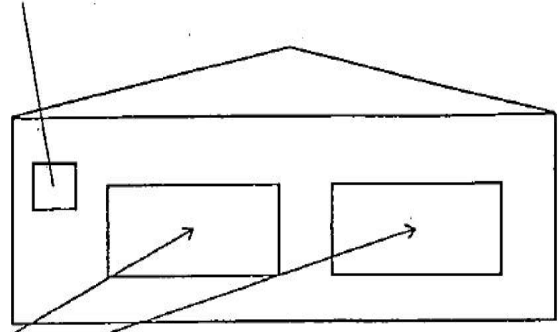
工場の建築物の構造							への構造	
	壁(外)	壁(内)	屋根(内)	屋根(外)	窓	扉	材質	コンクリートブロック
材質	シートラス モルタル	木毛 セメント板	木毛 セメント板	波形 スレート	アルミサッシ ガラス	スチールシャ ッター(重量)	高さ	1.8m
厚さ	2cm	2cm	2cm	0.65cm	0.5cm	0.16cm	厚さ	10m

排気口の向きは明確にする。

吸気ガラリ(吸気ガラリ)があるときは位置を示す。



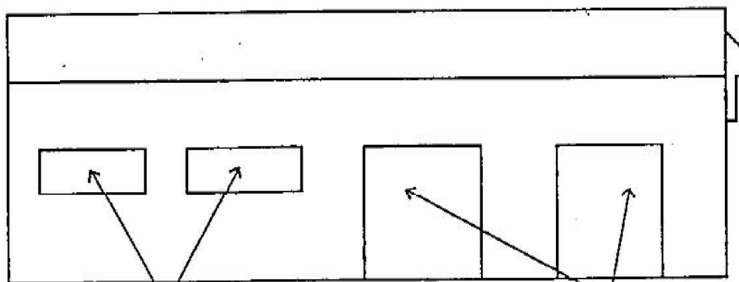
(東面図)



(西面図)

立面図には東西南北の表示をする。

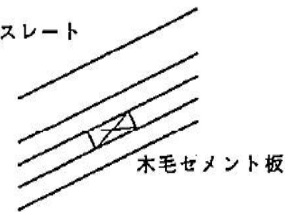
ガラスブロック



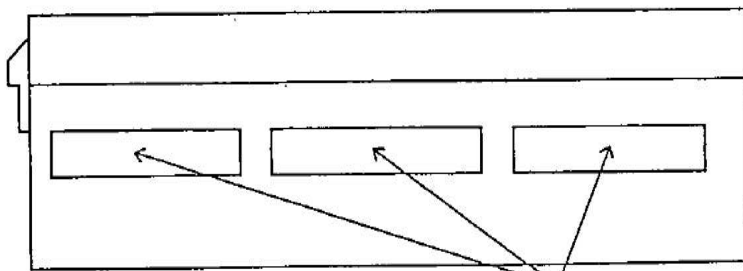
アルミサッシ (南面図)

重量シャッター

波形スレート

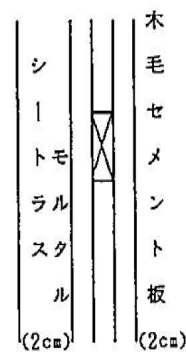


木毛セメント板



(北面図)

ガラスブロック



(2cm)

(2cm)

(断面図)

以下

1. 騒音の防止の方法の説明を簡条書で記載する。
2. サイレンサー、吸音ダクト等については、形式メーカー、大きさ等を記入する。
3. 製造工程を示し、騒音発生、防止のポイントを明確にする。

(2) 特定建設作業実施届出書記載例

特定建設作業実施届出書

令和〇年〇月〇日

〇〇市長殿

住所 〇〇市〇〇町堀2-3-4

〇〇建設株式会社

氏名 代表取締役 〇〇〇〇 印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 000(000)1234

特定建設作業を実施するので、騒音規制法第14条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	〇〇川護岸改修工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	護岸			
特定建設作業の種類	くい打機を使用する作業			
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2に規定する機械の名称、型式及び仕様	ディーゼルパイルハンマー K-45 (ラム重量4.5t)			
特定建設作業の場所	〇〇区東〇〇町三丁目1-16			
特定建設作業の実施の期間	自 〇年 1月17日		63日間	
	至 〇年 3月20日			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 8時	至 17時	平日	8時間
騒音の防止の方法	防音シートでカバーする			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇県〇〇市丸の川3-5 〇〇知事 〇〇〇〇 電話番号 (000)1234			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇区小松川5-6 代理人〇〇 電話番号 (000)5678			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	〇〇市〇〇区〇町2-5-1 株式会社〇〇工務店 代表者〇〇〇〇 電話番号 (000)9012			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	〇〇区〇〇町6-7-8 〇〇〇〇 電話番号 (000)3456			
※ 受理年月日				
※ 審査結果				

- 備考 1 この届出書は、騒音規制法施行令別表第2に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。  
2 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2に掲げる作業の種類を記載すること。  
3 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。  
4 特定建設作業の開始及び終了の時刻欄の記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてもさしつかえない。  
5 ※印の欄には記載しないこと。  
6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
7 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。